

石川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症 施策推進計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

石川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、令和8年度末に計画期間が終了する、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく「石川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」（以下「第9期計画」という。）の見直しを行い、国が示す基本指針や基本方針等に基づき、総合計画等他の計画との整合性を図りつつ、令和9年度からの3年を1期とした新たな「石川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和9年度～令和11年度）」を策定する。

策定にあたっては、介護保険サービスの見込み量や保険料の算定に加え、生活支援、介護予防、社会参加、見守り、権利擁護、住まいの確保、認知症施策等を含む高齢者福祉施策を総合的に整理し、地域の実情を踏まえた計画とする。

なお、認知症施策推進計画については、国の認知症施策推進基本計画を勘案し、一体的に策定するものとする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 必要となる条件

受託者は以下の項目について、全て満たしていなければならない。

- (1) 過去5年以内において、福島県内における地方公共団体から以下の計画全てに係る策定業務を元請けとして受託した実績を各1件以上有すること。
 - 市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 - 市町村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
 - 市町村長期総合計画及び総合戦略
 - 市町村地域福祉計画
 - 市町村健康増進計画
- (2) 同種実績を3件以上有する業務責任者及び主担当者を配置し、事務局との連絡調整において、柔軟な実施体制を構築できること。
- (3) 個人情報保護の観点より、プライバシーマークを取得していること。

5. 業務内容

国の基本指針や制度改正内容等を踏まえ、以下の業務を行う。

(1) 基礎調査分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる地域特性や環境動向、高齢者に関わるサービス等の利用・提供の現状について、分析を行い、現状における問題点と今後の課題等を把握する。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果の分析及び課題の抽出
- ②高齢者福祉をとりまく国・県の動向等の把握
- ③各種計画の整理・把握

(2) 現行計画における施策事業等の進捗評価・検証

各事業の評価を行うシートを作成し、その結果をとりまとめて検証を行い、第10期計画へ反映する。

(3) 認知症に関する現状の分析

認知症に関して、本人やその家族等の意見を徴収し、その結果を分析し、第10期計画へ反映する。効果的な意見徴収方法や対象については、受託者側より提案し、実施することとする。

(4) 認定情報及び給付費実績の分析

地域包括ケア「見える化」システムや給付費実績（国保連合会）データ、介護保険事業状況報告書等を活用するほか、委託者が提供する要介護認定データ及び給付費実績データを使用した分析を行う。

(5) 各サービス目標値及び保険料等の推計

町が提供する国保連給付費実績データ等に基づき、介護認定者数の推移、サービスの利用状況、給付費実績に関する給付状況の分析及び推計を行う。

- ①将来人口推計、要介護認定者数等の推計
- ②各サービス目標量推計及び確保のための方策の検討
- ③保険料の設定に関する支援

※受託者は介護保険料算定シミュレーション（地域包括ケア「見える化」システムを活用し、複数の状況を想定）を実施し、保険料案を提示すること。

(6) 計画骨子案及び素案の作成支援

- ①石川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の骨子案及び素案の作成支援

上記の各種基礎調査の結果をもとに、国・県の動向や関連計画との整合性を図りながら関連法に基づく計画内容の要件を満たすものとして、各種会議等の意見を踏まえ石川町の地域特性

が反映された計画案を策定する。

- ・ 基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
 - ・ 施策体系ごとの具体的方策の検討
 - ・ サービス見込み量の目標値等を含んだ計画書素案の作成
 - ・ 計画書及び計画書概要版の編集・校正
- ※計画書の作成にあたっては加除・修正を指示することがあるため、これに伴う体制が即時かつ柔軟に行なわれる体制をとること。
- ※石川町の現状を鑑みた計画内容を作成すること。
- ※計画書は、町と十分な協議の上決定することとし、原案の決定まで、文章校正等を2回以上行うこと。なお、校正担当者は原稿作成者と異なったものが担当することとし、受託者は、原稿作成者及び校正担当者のそれぞれについて、町へ届け出ること。

②会議運営等の支援

計画策定にあたっては、策定委員会を3回開催することを想定しており、資料の作成をし、会議に同席して必要に応じて資料説明等の支援を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリックコメントの実施を支援（実施アドバイス、意見への対応策の作成等）し、結果を計画案へ反映する。

(8) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。実施については、必要に応じて適切な方法で必要に応じ随時行うものとする。また、協議において資料作成、協議内容の記録等取りまとめを行う。

(9) 法令や制度などの動向に関する情報提供

高齢福祉分野に関する法令改正、制度の動向を常に正確に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。そのため、本計画策定に向けて、基準省令やその他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめる。

(10) 制度や法令例規の動向に関する支援

福祉分野に関する制度変更、法令例規改正はめまぐるしく、本計画を策定するうえでも、制度や法令例規の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、制度変更や法令例規改正の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、地域福祉に関する分野及び石川町が把握しておくべき分野を網羅することとする。

6. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 計画書本編 (A4 版 120 頁程度 表紙・本文カラー印刷) 100 部
- (2) 計画概要版 (A4 版 8 頁 カラー印刷) 200 部
- (3) 法令情報に関するとりまとめ資料 1 部
- (4) 上記電子データ (CD-R) 1 部
- (5) その他町が必要と認めたもの

7. 留意事項

- (1) 本業務を確実に遂行するための業務責任者及び担当者を定め、連絡体制を明確にし、契約締結後速やかに実施体制及び業務遂行に係る工程表を提出すること。
- (2) 介護保険法、老人福祉法、認知症施策推進大綱及び認知症基本法、個人情報保護法等の関係法令及び本仕様書に基づき、業務を行うこと。
- (3) 本業務上知り得た情報について、委託者の承諾なく第三者に漏洩してはならない。この義務は契約終了後も継続するものとする。また、個人情報保護の観点より、受託者は、プライバシーマークを取得している事業者であること。
- (4) 本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権等、各種権利は、全て石川町に帰属するものとする。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 当該仕様書に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、石川町と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、石川町と協議し、決定することとする。